明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

場合の区分に応じ」に改め、同号イ(1)中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ(1)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(2)中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ(2)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ中「場合　次に掲げる場合の区分に応じ」を「場合　次に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同号ハ(1)中「応じ」を「応じ」に改め、同号ハ(1)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(2)中「応じ」を「応じ」に改め、同号ハ(2)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(3)中「応じ」を「応じ」に改め、同項第五号の三中「てん補する」を「填補する」に、「同年」を「前年」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三十七条第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）

ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）

第三十四条第一項第十号の二中「他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに」を削り、「除くものとし」を「除き」に、「七十六万円未満」を「百二十三万円以下」に改め、「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同号イからハまでを次のように改める。

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　前年の合計所得金額が九十万円以下である配偶者　三十三万円

(2)　前年の合計所得金額が九十万円を超え百二十万円以下である配偶者　三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち八十三万一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3)　前年の合計所得金額が百二十万円を超える配偶者　三万円

ロ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

ハ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合　当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

第三十四条第四項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第八項第一号から第三号までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号イ中「てん補する」を「填補する」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「の控除対象配偶者」の下に「若しくはその他の同一生計配偶者」を加え、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「において」を「には」に改め、同条第十一項中「同年」を「前年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第十三項中「によつて」を「により」に改める。

第三十七条第一号イの表(1)の項及び(2)の項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)の項(i)中「五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円）」を加え、同項(ii)中「十万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には三万円）」を加え、同表(7)の項中「で、前年の合計所得金額が千万円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る」に改め、同項(i)中「五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円）」を加え、同項(ii)中「三万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には一万円）」を加える。

第二章第一節第三款第四目を削り、同款第三目中第七十条の次に次のように加える。

第七十一条から第七十一条の四まで　削除

第二章第一節第四款第四目を削り、同款第三目中第七十一条の二十一の次に次のように加える。

第七十一条の二十二から第七十一条の二十五まで　削除

第二章第一節第四款第五目の目名中「交付」を「市町村に対する交付」に改める。

第七十一条の二十六の見出しを削る。

第二章第一節第四款第四目を削り、同款第三目中第七十一条の四十二の次に次のように加える。

第七十一条の四十三から第七十一条の四十六まで　削除

第二章第一節第五款第五目の目名中「交付」を「市町村に対する交付」に改める。

第七十一条の四十七の見出しを削る。

第二章第一節第五款第五目を同款第四目とする。

第二章第一節第六款第四目を削り、同款第三目中第七十一条の六十二の次に次のように加える。

第七十一条の六十三から第七十一条の六十六まで　削除

第二章第一節第六款第五目の目名中「交付」を「市町村に対する交付」に改める。

第七十一条の六十七の見出しを削る。

第二章第一節第六款第五目を同款第四目とする。

第七十二条の二の二第一項中「、第四款及び第六款」を「及び第四款」に改める。

第七十二条の四十八第三項第二号イ中「第九項第一号において「小売電気事業」という。）」を削り、同号ロ中「第九項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号ハ中「第九項第一号及び第二号」を「第九項第二号」に改め、同条第九項第一号中「、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）」を「及び送電事業」に改め、同項第二号中「発電事業と」の下に「一般送配電事業、送電事業及び」を加え、「（前号に掲げる場合を除く。）」を削る。

第二章第二節第五款及び第六款を削り、同節第四款中第七十二条の七十の次に次のように加える。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十六まで　削除

第七十二条の八十の二第一項中「から第七十二条の九十九まで」を削る。

第七十二条の九十六の前の見出しを削り、同条から第七十二条の九十九までを次のように改める。

第七十二条の九十六から第七十二条の九十九まで　削除

第七十二条の百十一の見出し中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条第一項中「については」の下に「、前章第十六節の規定にかかわらず」を加え、「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「国税犯則取締法の規定（同法第十一条及び第十二条第一項の規定を除く。）」を「国税通則法第十一章（第百五十三条及び第百五十四条第一項を除く。）の規定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国税通則法第百五十三条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又